

## 学 則

## 1 研修の目的

介護を必要とする人に、最低限の専門知識と技術、実践するときの考え方やプロセスを身につけ、基本的で適切な介護を提供できる介護員を養成することを目的とする。

## 2 研修の名称

- ①北見慈恵会居宅介護職員初任者研修
- ②北見慈恵会重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

## 3 研修の要旨

研修課程	事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(消費税込)	受講対象者
居宅介護職員初任者研修課程	北見市東相内町171番地57	通学(夜間)	1月	4日	15	5,400円 ※受講料5,000円 消費税400円	北見慈恵会介護員養成(初任者)研修終了者または予定者
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	北見市東相内町171番地57	通学(夜間)	1月	2日	15	2,700円 ※受講料2,500円 消費税200円	北見慈恵会居宅介護員養成(初任者)研修受講者

## 4 受講手続

## (1) 募集時期

北見慈恵会介護員養成(初任者)研修随募集時に同時の募集を行う。

## (2) 受講料納入方法

開講日に法人総務部に納入するものとする

## (3) 受講料返還方法

開講後いかなる理由を問わず、受講料は一切返還しない

## (4) 本人確認

## ①受講申込時

3月以内の住民票または運転免許証により行う

## ②講義及び演習・実習時

各教科講義・演習・実習時の開始前に講師が出席簿により点呼し、出欠の確認を行う。

## 5 研修時間数

別紙1カリキュラムのとおり。研修内容は、講義実施要項(シラバス)別紙2に基づき実施。ただし、別紙1の実施月日、実施時間については、その年度の募集時期に決定する。

## 6 研修の免除

- ①居宅介護職員初任者研修課程は別紙1-②のとおりとする。

## 7 主要テキスト

- ①居宅介護職員初任者研修課程～中央法規出版株式会社「介護職員初任者研修テキスト1・2」
- ②重度訪問介護従業者養成研修基礎課程～ガイドヘルパー研修テキスト 全身性障害編 第2版

## 8 修了認定

## (1) 出欠の確認方法

ア 各教科講義・演習の開始前に講師が出席簿により点呼し、出欠の確認を行う。

イ 実習については、各実習受講者に実習レポートを配布し、必要事項を記入のうえ提出し、実習指導者からの確認印をもって出欠確認とする。

## (2) 成績の評定方法

ア 講義については、知識と技術の評価テストやレポート、受講態度等を総合的に評価する。A(80点以上)、B(70点から79点)、C(60点から69点)、D(60点未満)の4段階と

し、C以上を合格とする。Dと評価された者は補講またはレポートを提出すること。  
イ 演習・実習については、講師による学習理解度の評価を行う。

### (3) 修了の認定方法

ア 講義については、知識と技術の評価テストやレポート、受講態度等を総合的に評価する。A (80点以上)、B (70点から79点)、C (60点から69点)、D (60点未満)の4段階とし、C以上を合格とする。Dと評価された者は補講またはレポートを提出すること。  
イ 演習・実習については、講師による学習理解度の評価を行う。

### (4) 修了証明書

修了が認定された者には、別紙3の修了証明書を交付する。

## 9 退学規定

(1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届けを提出すること。

(2) 受講者が本校の定める諸規定を守らず、又は研修生の本分に劣る次の行為のあったときには、退学を命ずることがある。

- ア 学習意欲が著しく欠けており、修了の見込みがないと認められるもの。
- イ 学習態度が著しく悪く、講義・演習・実習カリキュラムの進行を妨げるもの。
- ウ 正当な理由なくして、出席が常でないもの。
- エ 他の受講者の学習を妨げるもの。
- オ 介護者としての一般常識や適正に欠ける者。

## 10 その他

### (1) 個人情報の取り扱い

ア 研修事業の運営上で知り得た受講者に係る個人情報等の秘密保持については、養成研修に係る連絡、修了者台帳の作成・管理等の研修事業の目的のみに使用し、その他の関しては法人規程の個人情報保護方針および取扱マニュアルを遵守する。

イ 受講者が研修中に知りえた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用しないよう、受講者に対する指導を行う。

### (2) 苦情・事故の取り扱い

研修に関する苦情や事故等については、社会福祉法人北見慈恵会介護養成事業担当責任者が窓口となり、法人の苦情解決体制に基づき迅速に対応する。

- 1、この学則は、平成25年8月30日より施行する。
- 2、この学則は、平成26年8月1日より施行する。
- 3、この学則は、平成27年8月3日より施行する。
- 4、この学則は、平成27年11月6日より施行する。
- 5、この学則は、平成28年7月25日より施行する。
- 6、この学則は、平成29年7月1日より施行する。